

大 個 審 第 2 1 号
(答 申 第 3 号)
平成 9 年 1 月 2 7 日

大阪府知事 殿

大阪府個人情報保護審議会
会長 佐藤 幸治

知事の保有する個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

平成 8 年 1 2 月 1 3 日付け建指第 4 5 5 号で諮問のありました特定建築物等台帳整備事務に係る大阪府個人情報保護条例（平成 8 年大阪府条例第 2 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項第 7 号に規定する個人情報の目的外利用・提供禁止に対する例外事項については、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

- 1 特定建築物等台帳整備事務は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護する目的に緊急性が認められ、公共の福祉に資する上で、公益上特に必要であるという観点からは適当と認められます。
- 2 ただし、当初の事務の目的以外に個人情報が本人の予期しない形で流通していくこととなるため、本人の権利利益の保護の観点から、大阪府以外の特定行政庁等に対して、条例第 8 条第 2 項の規定に基づき、個人情報の保護措置等を講ずるよう求めるとともに、定期報告台帳等を活用して、耐震改修台帳を作成しようとすることを説明すること。また、特定行政庁から特定建築物等の所有者に内容を確認する際には、情報の収集先、耐震改修事務の目的及びその必要性並びに耐震改修台帳の使用範囲を明らかにして、本人の協力を得るよう要望します。
- 3 なお、同一実施機関内で目的外に利用する場合で、条例第 8 条第 1 項第 5 号の「所掌事務の遂行に必要かつ不可欠のものであり、かつ、当該利用又は提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない」の規定を適用するときは、単に便利だから目的外に利用するのではなく、公益上必要不可欠であるという要件と個人の権利利益を侵害するおそれがないという要件を十分検討して慎重な判断を行うよう要望します。